

令和8年2月26日
農隠岐支庁農林水産局農業振興部

標 題	グリーンサポート隠岐の法人化を視野に入れたワークショップを開催！
-----	----------------------------------

(ダイジェスト)

(公財) 隠岐の島町農業公社が事務局を担っている農作業受託組合グリーンサポート隠岐は、担い手等から水田の畦畔除草やドローン作業等を受託しています。令和5年10月からインボイス制度が導入されたことから、組合員一人一人が個人事業主となる形で消費税を負担しています。

しかし、任意組織では限界を迎えつつあることから、「労働者協同組合法」による形態を想定した法人化に向けて、法人化後のビジョンや目指す姿を明確にするため、組合員と一緒に昨年11月と今年2月にワークショップを行いました。

インボイス制度を機に免税事業者がインボイス発行事業者として課税事業者となった場合、負担軽減措置である2割特例(売上税額の一律2割を納付)は、令和8年度事業で終了します。

(※令和8年度税制改正では、終了後の激変緩和措置として、2年間限定での3割特例が盛り込まれました。) よって、これまで経過措置の適用を受けていたグリーンサポートの組合員13名は、数年後には法人化を図る必要があります。そこで、令和7年10月に開催された総会において、法人化の必要性を組合員に説明し、法人化後の自律的な運営に向けた意識を高めるため、ワークショップの実施を提案しました。

その後、11月に実施したワークショップは、農業技術センター技術普及部の集落営農担当の革新支援専門員による「シンプルなワークショップの手順」(①課題、②強み、③夢)に沿って、組合員5名と関係機関も交えての2班編成で行いました。その結果、35もの課題解決策が考え出されました。多くのアイデア提案があったので、TN法第1ステップによるアンケート調査[一つのアイデアに対して3つの視点(①重要性・②取組み易さ・③面白さ)から、各5段階評価する。]を組合員全員に配布し、令和8年1月に回収・集計をしました。

そして、2月に実施したワークショップでは、課題解決策のランキング結果に基づき、それぞれのアイデアごとの着手時期(①直ぐに、②2～3年以内に、③時間をかけて、じっくり)や役割分担・主体(①グリーンサポート自らが実施、②関係機関と連携して実施、③関係機関へお願いする等)を考える作業を組合員7名と一緒にやり、行動計画として整理しました。

今後は、課題解決策[例. 第2位 作業のマニュアルを作る(安全規則など)]を一つ一つ実行していく必要があります。また、県内外で先行して活動を展開している労働者協同組合への先進地視察も行いながら、法人化と同時にグリーンサポートの事業拡大方策や自律的なマネジメント能力を高める支援を継続します。

